

第6回  
愛媛地方最低賃金審議会

資 料

令和2年8月25日

愛媛労働局労働基準部賃金室

## 第 6 回愛媛地方最低賃金審議会

### 資 料 目 次

令和 2 年 8 月 25 日

1	愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）（写）（令和 2 年 8 月 7 日付け 愛媛賃審発第 2369 号）	1
2	愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示（写）（愛媛労働局一般公示 第 4 号）	7
3	愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申立書	
（ 1 ）	愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て（2020 年 8 月 21 日 付け日本自治体労働組合総連合愛媛県本部 書記次長 堀川 孝行	9
（ 2 ）	愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書（写）（2020 年 8 月 23 日付け 愛媛地方労働組合連合会 青年部 部長 山内佑樹）	11
4	厚生労働省 すべての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました （令和 2 年 8 月 21 日付け）	13

愛媛賃審発第 2369 号  
令和 2 年 8 月 7 日

愛媛労働局長  
縄田英樹 殿

愛媛地方最低賃金審議会  
会長 小田 敬



愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 2 年 6 月 30 日付け愛媛労発基 0630 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、平成 30 年 10 月 1 日発効の愛媛県最低賃金（時間額 764 円）は、平成 30 年度の愛媛県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。



## 別紙 1

愛媛県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間793円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり



## 別紙 2

### 愛媛県最低賃金と生活保護との比較について

#### 1 最低賃金

- (1) 件 名 愛媛県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 764 円
- (3) 発 効 日 平成 30 年 10 月 1 日

#### 2 生活保護

- (1) 比較対象者  
12～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成 30 年度
- (3) 生活保護水準（平成 30 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の愛媛県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,904 円）

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると、愛媛県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$764 \text{ 円 (愛媛県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.818 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 108,617 \text{ 円}$$



## 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示

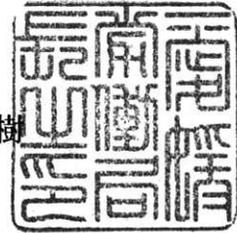
## 愛媛労働局一般公示第4号

令和2年8月7日愛媛地方最低賃金審議会から愛媛県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、愛媛県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第12条の規定に基づき令和2年8月24日までに愛媛労働局長あて（松山市若草町4番地3）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和2年8月7日

愛媛労働局長 縄田英樹



記

愛媛県最低賃金の改正決定に係る愛媛地方最低賃金審議会の意見の要旨

愛媛県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間793円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり



2020年8月21日

愛媛労働局局長 縄田 英樹 様

愛媛地方最低賃金審議会会長 小田 敬美 様



日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部  
書記次長 堀川孝行  
松山市三番町 8-10-2

## 愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て

最低賃金改定の審議を行う貴職のご努力に敬意を表します。今回の愛媛地方最低賃金審議会の答申である3円引き上げ改定について、下記の通り、審議会への意見書にもとづいて、異議を申し立て、再検討を要請する。

## 記

## 1. 新型コロナ禍の労働者の生活を支えるには不十分である

今回の愛媛審議会の答申が「前年比3円引き上げ」となったことで、最低賃金額の全国最低県を脱したことへの努力は理解するが、新型コロナ禍でその重要性が明らかとなったエッセンシャルワーカーなどの生活、特に非正規で働く労働者を支えるには、この答申が妥当であるかはさらなる検討の余地があるのではないか。

## 2. 人口流出阻止、地域維持のために地域間格差の早期解消を

最低賃金額が高いところに人口が流出していることはこの間指摘されてきている。人口減少は愛媛の今後を考える上で避けては通れない問題であり、それを助長するような最低賃金額とその決定のしくみは改善されるべきである。

## 3. 答申額は「健康で文化的な最低限度の生活の保障」には低額であり、「生計費」原則がおろそかにされている

最低賃金法9条2項で、最低賃金の決定根拠として「生計費」「賃金」「支払能力」の3要素が規定されている。特に今年金額審議では「支払能力」により重点が置かれていると感じる。生計費から言えば、時間額793円としても年収で200万円に届かず低い額であり、その点からしても引き上げ額は十分ではない。

#### 4. 愛媛地方最低賃金審議会独自の最低賃金額の検討を求めたい

愛媛地方最低賃金審議会として、労働者の生計費とはどのような金額であるのか、いくらが妥当なのか、こうした議論・検証を意見書でも求めてきた。それは、今回のような中央の目安が示されない場合に、愛媛としてどういった最低賃金額が必要か、適当かを明らかにしたうえで、県内で仮にそこまで引き上げるためには公労使でどういった議論・方策が必要になるのか、そうした前向きな議論を愛媛地賃として行うべきではないか。愛媛地賃の権限を超えているとは思いますが、時間額 1000 円以上の早期の実現にむけ、大幅な引き上げを求めたい。

次年度以降の審議も見据え、「現行の最低賃金審議制度の枠内でも、すべての働く人たちに人間らしい最低限の生活を保障する『最低賃金額』および『全国一律最低賃金制度の実現』なども求める」と付記し、今回の最低賃金額の答申を新型コロナ禍での労働者に報いるものとなるよう、再検討をお願いしたい。

以上

2020年8月23日

愛媛労働局局長 縄田 英樹 様  
愛媛地方最低賃金審議会会長 小田 敬美 様

愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）  
青年部 部長 山内 佑樹



## 愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書

愛媛の最低賃金改定の審議にご尽力されておりますことに心より敬意を表します。

今年の最低賃金改定にあたり、中央最低賃金審議会が目安を据え置き、地方にその引上げ額の判断が委ねられたことにより、目安にとられずに労働者と地域の実情を踏まえ、真摯な議論がなされたことと存じます。しかしながら、結果としては愛媛県の属するDランクにおいて、3円、2円など他県間の動向を見合わせるかのような数円の答申が出揃いました。愛媛地方最低賃金審議会が行った3円引き上げの793円とする答申は憲法25条及び労働基準法第1条1項にある「人たるに値する生活できる水準」には遠く及ばないことは意見書ですでに申し上げた通りです。

最低賃金法1条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とあります。新型コロナウイルスの感染拡大による影響により、最賃近傍で働く労働者は生命の維持の危機に瀕しています。8月7日に答申された793円がその同条項にある「労働者の生活の安定」と「労働条件の改善」の寄与にたる答申であるかどうか貴審議会において再度審議をいただきたく、以下理由を述べ、答申に対する異議申し立てをいたします。

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止するために発出された緊急事態宣言はパートやアルバイトなどの時給で働く労働者をたちまち生活苦に陥れました。かつて経験のない経済活動の停止により、休業を余儀なくされた労働者を直接救う手立ては賃金に基づく休業補償しかありませんでした。現行の790円の最低賃金では、コロナに限らず（例えば病気とか）「何か」に備えて蓄えることは到底できず「労働者の生活の安定」どころか突然の解雇などで「労働条件の改善」もままならず、不測の事態でたちまち生命の危機に瀕する状況になることが改めて顕著となりました。愛媛労連労働相談センターに寄せられた最賃近傍（時給900円）で働く20代の青年は、雇用すら守られず、労働組合に相談・加入して団体交渉したことで、雇用の継続と休業補償を勝ち取りました。もともとの時給が低いことから、最賃より110円高くても、休業補償では半分以上の収入に激減してしまうのです。衛

生用品（マスク）の自腹購入や家賃が支払えないと今なお困窮しています。労基法で定められた休業補償そのものにも問題はありますが、低すぎる最低賃金が生活困窮となる原因となったのです。最低賃金はただその日が暮らせればいいというわけではないことは、憲法25条、労働基準法第1条1項、最低賃金法第1条でも明らかです。明日も働けるかどうか、時給で働く労働者は最低賃金が低いが故、「明日の生活も不安定」なのです。

(2) 7月22日中央最低賃金審議会が目安を示さず、事実上の据え置きを決めました。これまでも中央最低賃金審議会の目安が更なる地域間格差を生み出し続けてきたことは明らかですが、格差を容認する目安制度は不要です。

このコロナ禍で都市への人口の一極集中が感染拡大を深刻化させていることは火を見るよりも明らかです。全労連が今年の5月に新宿駅前で行ったアンケートでは、フルタイムで時給1500円なら地元に戻って働く選択肢になると答えた人が6割にも達しました。格差による人口流失はこれまでも問題視されてきましたが、コロナ禍のいまこそ都市一極ではなく地方に分散するために、最低賃金の地域間格差の是正が急務であり、まさに感染拡大が続く中「今改定」で必要なことです。最低賃金の地域格差を容認した据え置き判断は、もはやランクの不要を明らかにしたとともに、改めて全国一律の最低賃金の確立を地方審議会からも求めていく必要があると考えます。

以上の理由から、今年度の愛媛県最低賃金額を決定するにあたり、「労働者の安全と命」「労働者の生活と安定」や「人間として生きる水準」の審議が尽くされたかどうかを今一度ご確認いただき、答申額を再審議していただくことを強く要望し、異議申し立てといたします。

以上

報道関係者 各位

令和2年8月21日

【照会先】

労働基準局 賃金課

課 長 大塚 弘満

副主任中央賃金指導官 水島 康雄

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5531、5546)

(直通電話) 03(3502)6758

## すべての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました ～40県で最低賃金を引き上げ、答申での全国加重平均額は902円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が、本日までに答申した令和2年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」という。）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月22日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

### 【令和2年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・最低賃金の引上げを行ったのは40県で、1円～3円の引上げ  
(引上げ額が1円は17県、2円は14県、3円は9県)
- ・改定後の全国加重平均額は902円（昨年度901円）
- ・最高額（1,013円）と最低額（792円）の金額差は、221円（昨年度は223円）
- ・最高額に対する最低額の比率は、78.2%（昨年度は78.0%）

(別紙) 令和2年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

## 令和2年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	改定額【円】 (※1)	引上げ額【円】	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	861 ( 861 )	- (※3)	- (※3)
青森	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
岩手	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
宮城	C	825 ( 824 )	1	2020年 10月1日
秋田	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月1日
山形	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
福島	D	800 ( 798 )	2	2020年 10月2日
茨城	B	851 ( 849 )	2	2020年 10月1日
栃木	B	854 ( 853 )	1	2020年 10月1日
群馬	C	837 ( 835 )	2	2020年 10月3日
埼玉	A	928 ( 926 )	2	2020年 10月1日
千葉	A	925 ( 923 )	2	2020年 10月1日
東京	A	1,013 ( 1013 )	-	-
神奈川	A	1,012 ( 1011 )	1	2020年 10月1日
新潟	C	831 ( 830 )	1	2020年 10月1日
富山	B	849 ( 848 )	1	2020年 10月1日
石川	C	833 ( 832 )	1	2020年 10月7日
福井	C	830 ( 829 )	1	2020年 10月2日
山梨	B	838 ( 837 )	1	2020年 10月8日
長野	B	849 ( 848 )	1	2020年 10月1日
岐阜	C	852 ( 851 )	1	2020年 10月1日
静岡	B	885 ( 885 )	-	-
愛知	A	927 ( 926 )	1	2020年 10月1日
三重	B	874 ( 873 )	1	2020年 10月1日
滋賀	B	868 ( 866 )	2	2020年 10月1日
京都	B	909 ( 909 )	-	-
大阪	A	964 ( 964 )	-	-
兵庫	B	900 ( 899 )	1	2020年 10月1日
奈良	C	838 ( 837 )	1	2020年 10月1日
和歌山	C	831 ( 830 )	1	2020年 10月1日
鳥取	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月2日
島根	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月1日
岡山	C	834 ( 833 )	1	2020年 10月1日
広島	B	871 ( 871 )	-	-
山口	C	829 ( 829 )	-	-
徳島	C	796 ( 793 )	3	2020年 10月3日
香川	C	820 ( 818 )	2	2020年 10月1日
愛媛	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
高知	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月3日
福岡	C	842 ( 841 )	1	2020年 10月1日
佐賀	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月2日
長崎	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
熊本	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月1日
大分	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月1日
宮崎	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
鹿児島	D	793 ( 790 )	3	2020年 10月3日
沖縄	D	792 ( 790 )	2	2020年 10月3日
全国加重平均		902 ( 901 )	1	-

※1 括弧内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付

※3 地域別最低賃金について、現行どおりとの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。